

平成18年12月期

個別中間財務諸表の概要



平成18年8月24日

会社名	株式会社ビジネスバンクコンサルティング	上場取引所	JASDAQ
コード番号	3719	本社所在都道府県	東京都
(URL http://www.bbank.co.jp)			
代表者	役職名	代表取締役社長	
	氏名	大島一成	
問い合わせ先	責任者役職名	取締役管理本部長	
	氏名	宮武晴明	TEL (03) 3343-6680
決算取締役会開催日	平成18年8月24日	配当支払開始日	平成一年一月一日
単元株制度採用の有無	有 (1単元 100株)		

1. 平成18年6月中間期の業績 (平成18年1月1日～平成18年6月30日)

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年6月中間期	542	(△23.8)	△92	(—)	△121	(—)
17年6月中間期	712	(△41.0)	△61	(—)	△69	(—)
17年12月期	1,965		197		135	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	△130	(—)	△53	84
17年6月中間期	△62	(—)	△26	80
17年12月期	68		29	73

(注) ①期中平均株式数 18年6月中間期 2,426,000株 17年6月中間期 2,335,732株 17年12月期 2,318,571株
 ②会計処理の方法の変更 無
 ③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率であります。

(2) 財政状態

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	4,486	1,266	28.2	521	93
17年6月中間期	3,389	1,012	29.9	440	57
17年12月期	4,967	1,465	29.5	604	11

(注) ①期末発行済株式数 18年6月中間期 2,426,000株 17年6月中間期 2,297,500株 17年12月期 2,426,000株
 ②期末自己株式数 18年6月中間期 40,000株 17年6月中間期 40,000株 17年12月期 40,000株

2. 平成18年12月期の業績予想 (平成18年1月1日～平成18年12月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	1,787	20	10

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 2円06銭

3. 配当状況

・現金配当	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
17年12月期	—	—	—	10	—	10
18年12月期(実績)	—	—	—	—	—	5
18年12月期(予想)	—	—	—	5	—	

(注) 当社は平成18年4月14日開催の取締役会決議に基づき、平成18年6月30日を割当基準日、平成18年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

なお、上記の1株当たり予想当期純利益(通期)は、株式分割が当期首に行われたものと仮定して算出してあります。また、1株当たり期末配当金は、当該株式分割後における予想配当額を記載しております。

※上記に記載した予想は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んであります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想と異なる場合があります。

6. 個別中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		471,382		1,030,089		977,964	
2. 売掛金		382,124		224,403		669,207	
3. 営業投資有価証券		569,550		399,660		220,000	
4. たな卸資産		56,514		58,451		32,109	
5. 関係会社短期貸付金		485,000		104,057		154,057	
6. その他	※4	293,949		44,942		261,862	
貸倒引当金		△624		△562		△562	
流動資産合計		2,257,896	66.6	1,861,042	41.5	2,314,640	46.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1	54,216		51,606		46,737	
2. 無形固定資産		91,690		150,855		113,710	
3. 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式	※2	890,000		2,289,995		2,390,000	
(2) その他		95,946		132,538		102,531	
計		985,946		2,422,533		2,492,531	
固定資産合計		1,131,853	33.4	2,624,995	58.5	2,652,980	53.4
資産合計		3,389,749	100.0	4,486,038	100.0	4,967,620	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 買掛金		55,557		93,260		151,893		
2. 短期借入金		1,400,000		400,000		400,000		
3. 一年以内返済予定 長期借入金	※2	—		525,000		475,000		
4. 未払法人税等		1,735		2,761		83,457		
5. 賞与引当金		6,075		5,090		6,405		
6. その他	※4	89,000		109,031		50,997		
流動負債合計		1,552,369	45.8	1,135,143	25.3	1,167,754	23.5	
II 固定負債								
1. 社債		700,000		700,000		700,000		
2. 繰延税金負債		115,625		—		—		
3. 退職給付引当金		9,552		9,700		9,298		
4. 長期借入金		—		1,375,000		1,625,000		
固定負債合計		825,178	24.3	2,084,700	46.5	2,334,298	47.0	
負債合計		2,377,548	70.1	3,219,843	71.8	3,502,052	70.5	
(資本の部)								
I 資本金		257,800	7.6	—	—	507,732	10.2	
II 資本剰余金								
1. 資本準備金		263,250		—		513,182		
資本剰余金合計		263,250	7.8	—	—	513,182	10.3	
III 利益剰余金								
1. 利益準備金		550		—		550		
2. 中間(当期)未処分利益		367,661		—		499,193		
利益剰余金合計		368,211	10.9	—	—	499,743	10.1	
IV その他有価証券評価差額金		180,100	5.3	—	—	2,069	0.0	
V 自己株式		△57,160	△1.7	—	—	△57,160	△1.1	
資本合計		1,012,201	29.9	—	—	1,465,567	29.5	
負債資本合計		3,389,749	100.0	—	—	4,967,620	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年6月30日)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		—	—	507,732	11.3	—	—
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	513,182	—	—	—
資本剰余金合計		—	—	513,182	11.5	—	—
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—	—	550	—	—	—
(2) その他利益剰余金		—	—	344,310	—	—	—
繰越利益剰余金		—	—	—	—	—	—
利益剰余金合計		—	—	344,860	7.7	—	—
4. 自己株式		—	—	△57,160	△1.3	—	—
株主資本合計		—	—	1,308,615	29.2	—	—
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		—	—	△42,420	—	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	△42,420	△1.0	—	—
純資産合計		—	—	1,266,194	28.2	—	—
負債純資産合計		—	—	4,486,038	100.0	—	—

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高	※ 1		712,211	100.0		542,455	100.0		1,965,588	100.0
II 売上原価	※ 1		511,334	71.8		426,750	78.7		1,241,633	63.2
売上総利益			200,877	28.2		115,704	21.3		723,954	36.8
III 販売費及び一般管理費			262,543	36.9		208,585	38.4		526,391	26.8
営業利益 (△損失)			△61,666	△8.7		△92,881	△17.1		197,563	10.0
IV 営業外収益	※ 2		7,187	1.0		1,891	0.3		12,096	0.7
V 営業外費用	※ 3		15,068	2.1		30,514	5.6		74,424	3.8
経常利益 (△損失)			△69,547	△9.8		△121,503	△22.4		135,235	6.9
VI 特別利益										
子会社株式売却益			—	—		930	0.2		—	—
VII 特別損失			—	—		—	—		—	—
税引前中間 (当期) 純利益 (△損失)			△69,547	△9.8		△120,573	△22.2		135,235	6.9
法人税、住民税及び事業税		270			1,253			81,344		
法人税等調整額		△7,219	△6,949	△1.0	8,796	10,049	1.9	△15,043	66,301	3.4
中間 (当期) 純利益 (△損失)			△62,598	△8.8		△130,623	△24.1		68,934	3.5
前期繰越利益			430,259			474,933			430,259	
中間 (当期) 未処分利益			367,661			344,310			499,193	

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年12月31日残高	507,732	513,182	513,182	550	499,193	499,743	△57,160	1,463,498
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当					△24,260	△24,260		△24,260
中間純利益					△130,623	△130,623		△130,623
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	△154,883	△154,883	—	△154,883
平成18年6月30日残高	507,732	513,182	513,182	550	344,310	344,860	△57,160	1,308,615

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成17年12月31日残高	2,069	2,069	1,465,567
中間会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△24,260
中間純利益			△130,623
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△44,489	△44,489	△44,489
中間会計期間中の変動額合計	△44,489	△44,489	△199,372
平成18年6月30日残高	△42,420	△42,420	1,266,194

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法を採用しております。 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式 同左 その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 仕掛品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 10～15年 車輛運搬具 6年 工具器具備品 4～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的ソフトウェアについては見込有効期間（3年以内）における販売数量に基づく方法、また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は株式上等のコンサルティングに付随して取得した営業投資有価証券について、営業投資有価証券売却高及び受取配当金は「売上高」に、売却有価証券帳簿価額、支払手数料及び評価損等は「売上原価」にそれぞれ計上することとしております。</p>	同左	同左
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
6. ヘッジ会計の方法	—	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 ヘッジ手段・・・金利スワップ取引 ヘッジ対象・・・借入金の金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 一部の借入金について金利スワップ取引により金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ方法 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>	<p>消費税等の処理方法 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成17年12月27日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成17年12月27日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来資本の部の合計に相当する金額は1,266,194千円であります。 中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(株主資本等変動計算書に関する会計基準) 当中間会計期間より、「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号 平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等) 当中間会計期間より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプションに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)</p>
<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は1,470千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は1,470千円増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。</p> <p>この結果、販売費及び一般管理費は5,439千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は5,439千円増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日)	前事業年度末 (平成17年12月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 46,956千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 関連会社の長期借入金1,340,000千円(うち、1年以内返済予定の長期借入金284,000千円)の担保の一部として当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>3. 偶発債務 次の関係会社のリース債務について、債務保証を行っております。 ㈱メディカルネットバンク 15,423千円</p> <p>※4. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 60,617千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 (1) 担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円 (2) 対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 675,000 計 975,000 また、関連会社の長期借入金1,056,000千円(うち、1年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されております。</p> <p>3. _____</p> <p>※4. 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,809千円</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 (1) 担保提供資産 関係会社株式 1,500,000千円 (2) 対応債務 一年内返済予定の 長期借入金 300,000千円 長期借入金 825,000 計 1,125,000 また、関係会社の長期借入金1,114,000千円(うち一年以内返済予定の長期借入金116,000千円)の担保の一部として、当社の保有する関係会社株式(子会社株式)500,000千円に質権が設定されています。</p> <p>3. 偶発債務 当社の関係会社である㈱メディカルネットバンクの次の債務について、債務保証を行っております。 短期借入金 70,000千円 リース債務 11,062千円</p> <p>※4. 消費税等の取扱い 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前事業年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
<p>※1. 売上高には、営業投資有価証券の売却高93,337千円、売上原価には同売却原価及び手数料11,871千円が含まれております。</p> <p>※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 5,439千円</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 4,986千円 社債利息 4,909千円 保険解約損 2,122千円</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 7,741千円 無形固定資産 10,743千円</p>	<p>※1. _____</p> <p>※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,674千円</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 21,431千円 社債利息 5,075千円</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 5,808千円 無形固定資産 23,476千円</p>	<p>※1. 売上高には、営業投資有価証券の売却高436,255千円、売上原価には同売却原価及び手数料 68,719千円が含まれております。</p> <p>※2. _____</p> <p>※3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 26,917千円 社債利息 10,150千円 支払手数料 27,081千円</p> <p>4. 減価償却実施額 有形固定資産 15,594千円 無形固定資産 39,183千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	40	—	—	40
合計	40	—	—	40

① リース取引

前中間会計期間 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年 6月30日)				当中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)				前事業年度 (自 平成17年 1月 1日 至 平成17年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. 借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
有形固定資産(工具器具備品)	59,045	16,213	42,831	有形固定資産(工具器具備品)	53,528	23,154	30,374	有形固定資産(工具器具備品)	59,045	23,104	35,941
無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	3,313	16,565	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	8,282	11,595	無形固定資産(ソフトウェア)	19,878	5,797	14,080
合計	78,924	19,526	59,397	合計	73,407	31,437	41,970	合計	78,924	28,902	50,021
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 23,831千円 1年超 74,161千円 合計 97,992千円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 23,068千円 1年超 51,092千円 合計 74,161千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 22,864千円 1年超 62,738千円 合計 85,602千円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 10,331千円 減価償却費相当額 10,781千円 支払利息相当額 814千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 8,400千円 減価償却費相当額 8,051千円 支払利息相当額 708千円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 19,886千円 減価償却費相当額 20,157千円 支払利息相当額 1,649千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,434千円 1年超 28,397千円 合計 35,831千円				2. 貸主側 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 7,815千円 1年超 20,581千円 合計 28,397千円				2. 貸主側 未経過リース料期末残高相当額 1年内 7,622千円 1年超 24,538千円 合計 32,160千円			
(注) 上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				(注) 上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料中間期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料中間期末残高相当額に含まれております。				(注) 上記は全て転貸リース取引に係る貸主側の未経過リース料期末残高相当額であります。 なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三者にリースしているので、ほぼ同額の残高が上記の借主側の未経過リース料期末残高相当額に含まれております。			

② 有価証券

前中間会計期間末（平成17年6月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末（平成18年6月30日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末（平成17年12月31日現在）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（1株当たり情報）

前中間会計期間 （自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	前事業年度 （自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
1株当たり純資産額 440円57銭	1株当たり純資産額 521円93銭	1株当たり純資産額 604円11銭
1株当たり中間純損失金額 26円80銭	1株当たり中間純損失金額 53円84銭	1株当たり当期純利益金額 29円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり中間（当期）純利益（損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	前事業年度 （自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）
中間（当期）純利益（△損失）（千円）	△62,598	△130,623	68,934
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益（△損失）（千円）	△62,598	△130,623	68,934
期中平均株式数（千株）	2,335	2,426	2,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類（新株予約権の数 250,000個）	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)

1. 子会社株式の取得

当社は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を取得し、子会社とすることを決議いたしました。

(1) 目的

株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンは、不良債権・不動産ファンドの運営を業務としております。また、当社グループはかねてより事業再生コンサルティングを行っており、両者を組み合わせることにより、日本経済の活性化に資するビジネスを展開できるものと考えております。

(2) 取得内容

平成17年7月27日開催の取締役会において、株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式167株を取得することを決議し、また、平成17年8月31日開催の取締役会において、同社の株式333株を追加取得し、子会社(議決権の60%保有)とすることを決議いたしました。

(3) 取得の日付

- ①平成17年7月29日 167株
- ②平成17年9月30日(予定) 333株

(4) 譲受価額

- ①501,000千円
- ②999,000千円(予定)

(5) 会社概要

- ①会社名 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン
- ②主要な事業内容 債権の売買、不動産の管理・賃貸・売買の仲介、小口債権販売業務、施設運営、その他
- ③設立年月日 平成13年8月3日
- ④所在地 東京都中央区銀座六丁目6番5号
- ⑤代表者 代表取締役 松下 寛治
代表取締役 大島 一成
- ⑥資本金 126,910千円(平成17年8月31日現在)
- ⑦従業員数 14名(平成17年8月31日現在)
- ⑧売上高 417,712千円(平成17年7月期)

(6) 支払資金の調達及び支払方法

長期借入により調達した資金による一括払いであります。

2. 多額な資金の借入

当社は、中間決算日後において、下記のとおり総額1,700,000千円の借入を実施しております。

(1) 借入先 : 株式会社りそな銀行

借入金額: 500,000千円
利率 : 年 1.25% + 3ヶ月TIBOR
返済方法: 3ヶ月ごとに20回元金均等分割返済
実施時期: 平成17年7月29日
返済期限: 平成17年10月31日~平成22年7月30日

(2) 借入先 : 株式会社みずほ銀行

借入金額: 1,200,000千円
利率 : 年 1.84%
返済方法: 3ヶ月ごと16回元金均等分割返済
実施時期: 平成17年7月29日
返済期限: 平成17年10月29日~平成21年7月29日

(3) 資金の用途: 主な資金の用途は株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンへの投資資金であります。

(4) 担保: 株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式1,500,000千円を担保に供する予定であります。

当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

1. 株式分割

平成18年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、下記の通り株式分割による新株式を発行しております。

(1) 平成18年7月1日をもって普通株式1株につき2株の分割しております。

①分割により増加する株式数 普通株式 2,466,000株

②分割方法 平成18年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

(2) 配当起算日 平成18年7月1日

(3) 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間会計期間及び前会計年度における1株当たり情報並びに当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前中間会計期間		当中間会計期間		前会計年度	
1株当たり純資産額	220円28銭	1株当たり純資産額	260円96銭	1株当たり純資産額	302円05銭
1株当たり中間純損失金額	13円40銭	1株当たり中間純損失金額	26円92銭	1株当たり当期純利益金額	14円87銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	－ 円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	－ 円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	－ 円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式は希薄化効果を有しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、平成18年7月10日開催の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしております。

1 社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2 発行総額	金600,000,000円
3 各社債の金額	金25,000,000円の1種
4 社債券の形式	無記名式
5 利率（%）	本社債には利息は付さない。
6 発行価格	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込は要しない。
7 償還価格	額面100円につき金100円
8 償還期限	平成21年7月26日
9 申込期間	平成18年7月19日（水）から平成18年7月25日（火）まで
10 払込期日	平成18年7月26日（水）
11 募集方法	第三者割当ての方法により、全額をBank of Bermuda (Cayman) Limitedに割当てる。
12 物上担保・担保保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13 財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日	該当事項なし
15 償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成21年7月26日(償還期限)にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>①当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>②当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成18年10月を最初の月として(当月を含む。)、その後3か月毎の第2金曜日(ただし、第2金曜日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日とする。)まで(当日を含む。)に事前通知を行った上で、翌月の第1銀行営業日に、残存する本社債の全部を額面100円につき金100円で、繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成20年7月26日(以下、「償還期日」という。)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の30日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて本項第3号記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p> <p>3 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所) 株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部</p>
16 本社債に付された本新株予約権の数	各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計24個の本新株予約権を発行する。
17 本新株予約権の発行価格	本新株予約権は無償にて発行するものとする。
18 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
19 新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使請求(第20項に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p>
20 新株予約権の行使期間	<p>平成18年7月27日から平成21年7月11日までの間(以下、「行使可能期間」という。)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という。)ができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、②本社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合は、所定の償還請求書及び当該本新株予約権付社債券が第15項第(3)号記載の償還金支払場所に預託されたときまで、また③期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成21年7月11日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
21 新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
22 新株予約権の取得事由及び消却の条件	該当事項なし
23 新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,215円とする。</p>
24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金600,000,000円
25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の資本組入額は、当社普通株式1株の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第

(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号③または⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式株1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③または上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第

(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

⑥本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}$$

26 転換価額の調整

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) ①転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

27 代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。なお、交付株式数に転換価額（ただし、第26項によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額が本社債の払込金額を下回る場合には、発行会社は、その差額分を精算金として、本新株予約権付社債の社債権者に対して直ちに交付する。
28 本新株予約権の行使後第1回目の配当	行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金については、行使請求が1月1日から6月30日になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引における平成18年7月7日(金)終値に0.9を乗じて算出される金額(1,215円)を基準とした。
30 行使請求受付場所	株式会社ビジネスバンクコンサルティング 管理本部
31 行使請求取次場所	該当事項なし
32 社債管理会社	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置されない。
33 新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
34 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。	
35 上記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。	

前会計年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

ストックオプション

平成18年3月30日開催の当社定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員・従業員・顧問契約等に基づき当社に助言をする者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することが決議いたしました。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役員、従業員並びに顧問等。 なお、人数等の詳細については、定時株主総会後の取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	250,000株（上限）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）
新株予約権の行使期間	自 平成18年3月31日 至 平成28年3月29日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者のうち、当社及び当社子会社の役員、従業員は、権利行使時において当社または当社子会社の役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。新株予約権者のうち、顧問等については、権利行使時においても同様の地位であることを要する。ただし取締役会が承認した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないこと、法令ならびに当社または当社の子会社の内部規律に違反する行為がないことを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分をすることができないものとする。 (2) 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

（注）新株予約権を発行する日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権による権利行使の場合を除く）または自己株式を処分する場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または株式分割を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価格を調整する。